

『高松市の手話通訳派遣拒否から派遣制度を考える』

講師：岡本 勝己 氏（高松聴覚障害者協会会長）

講演は高松市の手話通訳派遣拒否の裁判の原告である池川洋子さんの動画によるお話から始まりました。

「私は、2人の娘を持つ母親です。長女から専門学校に行きたいと言われた時、親として、娘が安心して専門学校に通えるように、手話通訳に来てもらい情報を得て安心したいと思いました。娘に頼んだらいいと思うかもしれませんが。しかし、娘には希望する学校のことを集中して聞いてほしい。だから、娘にお願いするのではなく、手話通訳を申請しました。通訳による情報保障でいろんなことを知り、親として理解ができ、安心できます。やはり手話通訳はとても大切です。娘を心配させることなく、安心させるためにも通訳は必要です。聞こえる人であれば簡単に電話ができます。ろう者は電話のかわりに通訳を介して会話をする。通訳が来ることで安心できます。分からないことを通訳で補ってもらえる。手話通訳が一番大切です。

この裁判を通して、手話通訳派遣について市民、全国の方に知っていただきたいです。手話は言語であるということを知ってほしいです。聴覚障害者のために、聴覚障害者が安心して生活ができるように取り組んでいきます。これから裁判をしますが、どのようになるかわかりません。皆さんと気持ちを一つにして、いつでもどこにでも派遣をしてもらえらるということを求めて裁判を行います。みなさまのご支援、ご協力をよろしく願いいたします。」

このあと、岡本氏が聞こえないお母さんが置かれている困難な状況と提訴に至るまでの経緯を具体的に話されました。現在は、聴覚障害者の問題として弁護団（35名）を立て、財団法人全日本ろうあ連盟、社団法人全国難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会、NPO法人全国要約筆記問題研究会の6団体の支援を受け、組織をあげての取り組みになっています。

そして、この裁判で目指しているものについて話されました。

「皆さんに是非とも協力いただきたいのです。これは高松市だけの問題ではありません。全国各地でこういう問題が起こっているのです。私も経験した、私も断られたという意見がたくさんありました。皆さんに関係ある問題だと思っています、高松市で起きた問題ですが、これは法律や制度の問題です。それを変えていかなければなりません。

裁判で目指していることは、池川さんが手話通訳を断られたこと、自分で費用を払ったことに対する補償ということがひとつです。派遣費用の返還と損害賠償10数万円です。通

訳派遣費用は 5,000 円ほどかかりました。それと精神的損害を合わせてこの金額になりました。これは池川さん本人に対することですね。

でも、本当に期待することは、この裁判を起こすことによって、国、地方自治体が、聴覚障害者のコミュニケーション保障の権利の確立を確実に推進していくこと、また、国連の障害者権利条約の批准と障害者の権利保障を目指して、障害者制度改革を推進する全国の障害者の願いを実現することです。

裁判所が公費で手話通訳者を手配すること、その費用を訴訟費用には含めないこと、傍聴者の手話通訳者を抽選対象としないこと。裁判所の考え方で手話通訳者を認めるところもあれば認めないところ、まちまちで統一されていません。情報を集めてきて、通訳者は抽選対象としないことを求めました。適切な位置で手話通訳者を配置することも求めています。裁判長が難しい人で、手話通訳者がそこには邪魔だと言うこともあるようです。今は裁判長が決定するわけですが、全国統一することを求めます。

手話を使わない難聴者が傍聴する場合、要約筆記の準備をしてもらうこと。今はその用意がなく、隣に座りノートパソコンで要約筆記をしています。そういう方法がいいのか、スクリーンがあった方がいいのか、今情報を集めている最中です。検討し、はっきり分かったらそれを裁判所に求めていきたいと思っています。

補聴器を使用する難聴者のために、磁気ループなどを設置してほしい。盲ろう者の傍聴者のためには、個別通訳者の席をきちんと用意してほしいということです。傍聴席に座りたいと言う人がたくさんいた場合、抽選で座れる人が決まるのです。通訳者が抽選に漏れてしまうことがあるのです。すると、ろう者、難聴者、盲ろう者が傍聴することができたとしても、通訳者が一緒に入れられないということが起こってしまいます。ですから、基本的なこととして、通訳者は必ず傍聴席に入れるように、抽選対象としないようにしてほしいと要望しました。今回の裁判でこれらが認められると、その影響で今後の聴覚障害者の裁判が大きく変わっていくということが予想されます。高松市の通訳派遣の却下処分を取り消すだけでなく、司法においてきちんとした情報保障という大きな壁を打ち砕くための大切な裁判なのです。

聞こえない人はみんな一緒だと思うのですが、これは難しい、ダメだ、もういい、諦める、頑張ってもしんどいだけだという声もあるかもしれませんが、そうじゃない。裁判に絶対勝たなければならないと頑張っている人たちがいます。その影響を受けて、目標に向かって共に力を合わせて、みなさん頑張してほしいと思います。あきらめずに頑張らましよう。」

最後に裁判の費用について詳しく説明され、カンパの協力依頼がありました。

この裁判をみんなで支えていくためにみなさまの温かい支援をよろしくお願いします。
※カンパについてや支援ニュースは高松市の手話通訳問題を考える会のホームページをご覧ください。 <http://takamatsu-haken.jimdo.com/>

高松市の 手話通訳派遣拒否裁判 経過とお願い

諦めない！諦めてはならない！私たちの願いが届くまで！

高松市の手話通訳派遣を考える会

高松市との取組経過

年月日	取組事項
2007年7月19日	(社)香川県ろうあ協会理事会にて取組確認
8月29日	高松市障がい福祉課に要望書提出
9月26日	高松市障がい福祉課と協議
2009年5月7日	高松市外派遣却下に対する不服申立
6月10日	団体派遣却下に対する不服申立 ろうあ新聞6月号より「怒れ！高松市民」掲載開始
8月18日	高松市障がい福祉課と協議
9月1日	高松聴覚障害者協会高松市長と「市政ふれあいトーク」で意見交換
9月5日	署名運動実施に伴う説明会開催 署名運動実施期間(9月5日～11月30日まで)
12月3日	高松市健康福祉部長に署名提出(11,612筆)
2010年1月27日	高松市障がい福祉課と第1回協議
4月26日	高松市障がい福祉課と第2回協議
7月30日	高松市障がい福祉課と第3回協議
10月28日	高松市障がい福祉課と第4回協議
2011年2月9日	高松市障がい福祉課と第5回協議
3月2日	高松市障がい福祉課と第6回協議
8月26日	高松市外派遣却下に対する不服申立
9月9日	補正命令
9月12日	補正不服申立書提出
10月5日	不服申立却下通知
10月7日	弁護団結成
11月4日	高松市の手話通訳派遣を考える会立ち上げ
12月4日	高松市の手話通訳派遣を考える集会開催
2月28日	高松地方裁判所に提訴 高松・東京で提訴集会を同時開催

手話通訳が必要
手話通訳者派遣申請

ろう者が行政に申請します。

当日、現場で通訳者と会い
通訳を受けます。

手話通訳現場

派遣の流れ

手話通訳者派遣決定

行政が判断して決定します。

手話通訳派遣依頼 から提訴まで

娘・高校3年生



池川さん（改姓前・羽地さん）

6月17日 派遣申請

〈池川さん↓高松市〉
手話通訳派遣申請のファックスを送付

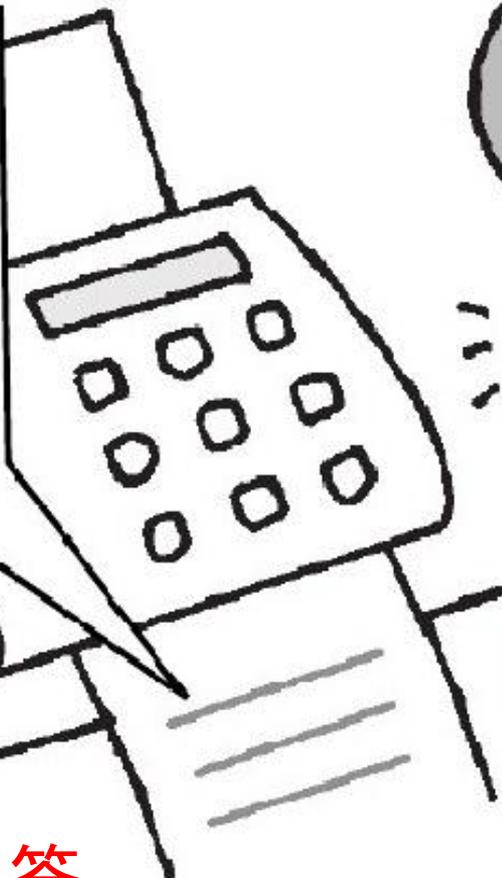


手話通訳派遣の依頼

- 期日:平成23年7月24日
- 場所:東京港区の専門学
- 時間:11:00~12:00
- 内容:保護者説明会

高松市は、手話通訳派遣事業を高松市身体障害者協会に業務委託を行っている。
高松市身体障害者協会に派遣依頼のFAXをした。

専門学校から
の案内状があ
れば送付を



〈高松市→池川さん〉

高松市からのFAX回答

•参考のため、専門学校からの案内状があればFAXいただきたい

6月17日



〈池川さん↓高松市〉
保護者説明会の日程を送付

保護者の説明会の日程が入ったカレンダー

☆オープンキャンパス(13:30~16:00)

☆夜の説明会(18:30~20:00)

☆保護者説明会(11:00~12:00)

☆都合のつかない方は平日の10:00~16:00に学校見学・入学相談など随時受付
けています。

客観的には出席の必要性に乏しい。出席が必要と考える理由を示して



〈高松市↓池川さん〉

高松市からのFAX回答

オープンキャンパスとは大学が行う説明会や学校見学会であって、客観的には出席する必要性に乏しいと思われませんが、羽地様が出席が必要と考える理由や、高校の進路相談の先生のご意見などあればそれをお示してください。

(原文のまま)

〈池川さん→高松市〉

どんな学校でどんなことを勉強するのか知りたい
電話で問い合わせることができない

- 自分の子どもがどんな学校でどんなことを勉強するのか親として知りたい。
- 電話で問い合わせることができない。
- 情報がないので、オープンキャンパスに出席して子どもと一緒にいろんなことを見たり聞いたり確認しておきたい。
- 手話通訳派遣がないと、なんの情報もなく子どもに対して適切に助言したり、支援したりすることもできない。

2011年6月28日



〈高松市→池川さん〉



専門学校への
入学は決
定ですか？

お子様は専門学校に入学することが決定しているでしょうか？
あるいは、入学については白紙の状態ですか？
参考までにご回答お願いします。
なお、派遣の可否については、現在検討中ですので、しばらくお待ち
ください。

(原文のまま)
2011年6月30日

〈池川さん→高松市〉

- その質問はおかしいです。
- 入学は私が決めることでも、高松市が決めることでもない。子どもが決めること。
- 子どもの行きたい専門学校に安心して通えるか、学校の内容を具体的に知りたいので通訳してもらいたい。



〈高松市→池川さん〉

高松市内でないの
で、緊急性や重要
性があるか、社会
生活上必要不可欠
か調査の必要があ
り、問い合わせた

高松市地域生活支援事業実施要
綱に基づき実施しています。

①高松市の区域内でないことから、
通訳内容が市長が特に必要と認め
る程度の緊急性や重要性があるか
どうか

②社会生活上必要不可欠な用務と
言えるかどうか

調査する必要があったことから問い
合わせをさせていただきました。



7月12日

派遣却下

高松市区域内でなく、かつ通訳内容が、市長が特に必要であると認める程度の客観的な重要性に乏しい…

・ 7月12日

- ①高松市区域内でなく、かつ通訳内容が、市長が特に必要であると認める程度の客観的な重要性に乏しいため
- ②専門学校のオープンキャンパスに伴う保護者説明会は、義務教育とそれに順ずる高校等に関する以外のものであるため(該当しないため)



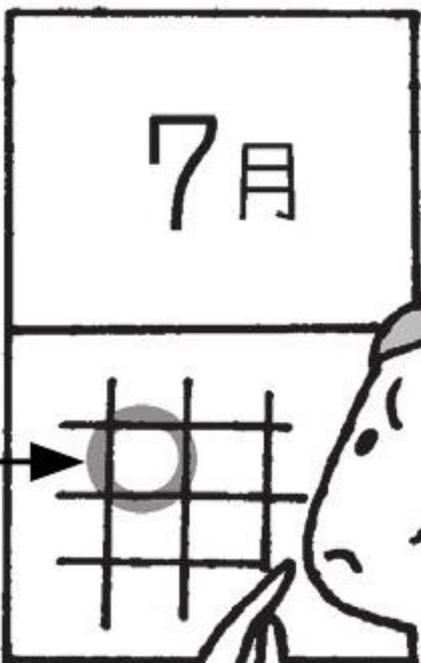
派遣できない理由として挙げられている事項

- 保護者説明会は希望者のみで参加が必須でないこと
- オープンキャンパスに子どもと一緒に参加すれば良いこと
- 要綱上高松市内のみであること
- 派遣対象が生活上不可欠な用務であること
- オープンキャンパスは、客観的に見て出席の必要性が乏しいこと

派遣申請者に負担をかけていること

- 保護者説明会への出席と手話通訳派遣の必要性を書面で提出させていること
- 高校の進路指導先生の意見書を求めていること
- 書面提出後も更に専門学校に入学するのかどうかの確認を求めていること

もう、あまり
日がないのに…

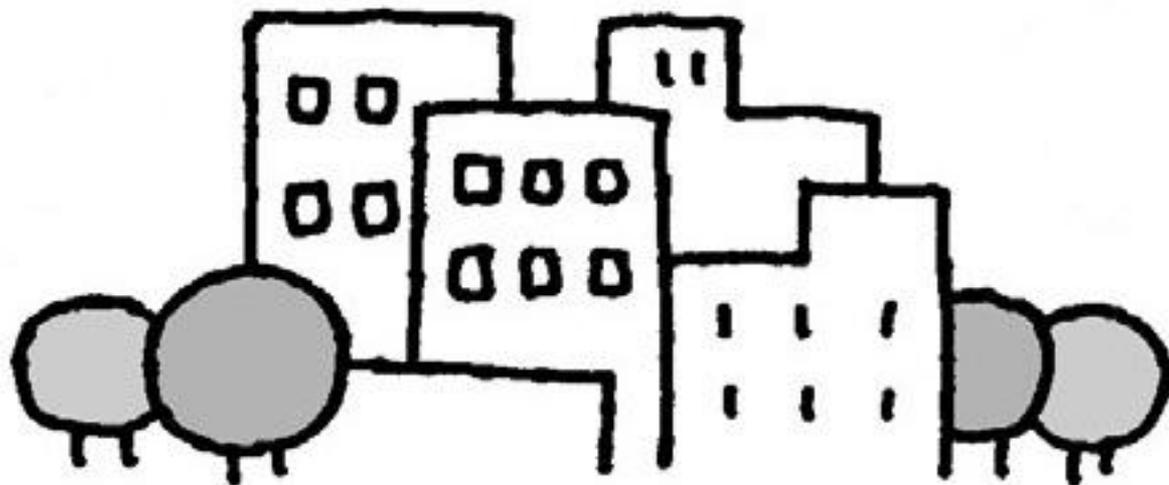


オープンキャンパスの日

あ



香川県聴覚障害者福祉センター



東京で手話通訳を派遣してもらえないかと相談する。



東京手話通訳等派遣センター

香川県聴覚障害者福祉センターより手話通訳派遣を依頼する。

7月24日

オープンキャンパス当日

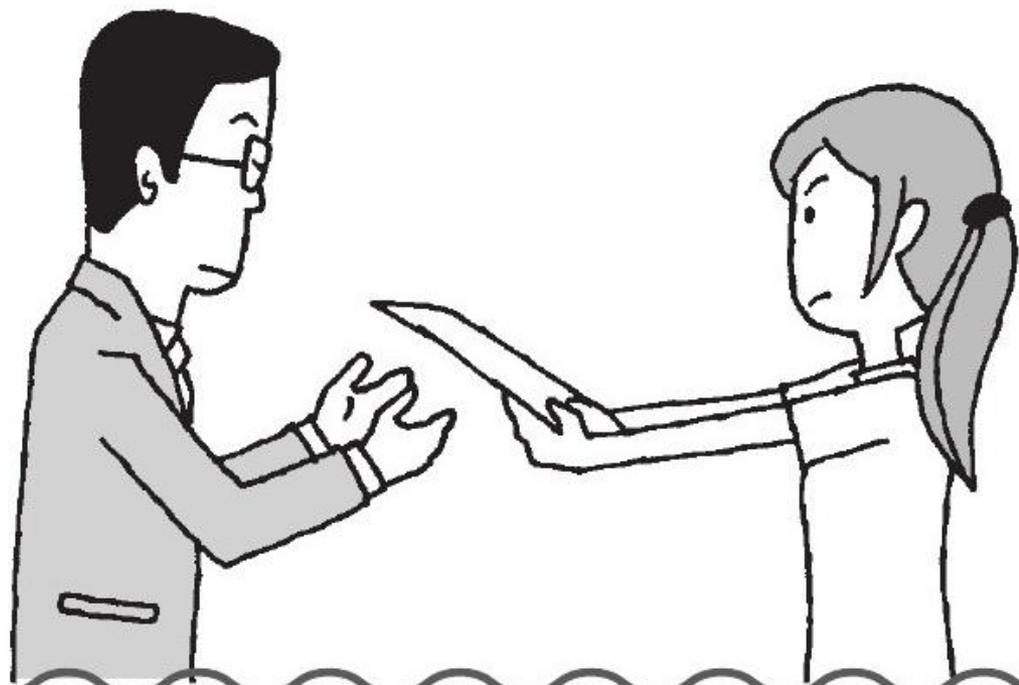




オープンキャンパスは乗り切ったけど…
高松市の対応は納得できない！

8月26日

不服申立提出



水面下



これまで問題がいっぱい

高松市の
ろう者たち

不服申立書

8月26日（高松市障がい福祉課に直接手渡す。）

- ①高松市手話奉仕員派遣申請に対する却下処分を取り消す
- ②手話通訳派遣に係った経費の損害賠償を求め

**聴覚障害者の健全な社会生活を営むことを
阻害するものであり不当である**

2011年8月27日(土)四國新聞

通訳派遣却下 不服申し立て

高松市に聴覚障害者

高松市内の聴覚に障害のある女性会社員(40)が26日、全額公費負担の市の手話奉仕員派遣事業で通訳派遣を申請したが、派遣先が県外であることなどを理由

に申請が却下されたのは不当として、処分取り消しと実際の通訳派遣にかかった経費5140円の損害賠償を求め、市に不服申し立てを行った。

申立書によると、女性会社員は、長女(18)が進学を希望する東京の専門学校オープンキャンパスでの保護者説明会に出席したいと思いい、6月、市に手話通訳派遣を申請したが、派遣先が東京であることや客観的な重要性が乏しいなどとして7月に却下された。

市の派遣事業実施要綱などでは、派遣範囲は市内が原則。教育に関しては義務教育までの入学・卒業式や進路相談などと規定。実際は、県域内の派遣はおおむね認め、進学が決まった大学などの入学手続きまでを対象に運用しているという。

女性会社員は「市は聴覚障害者の聞く権利を侵害している」と主張。市障がい福祉課は「今回は要綱に合わない」と判断した。不服申し立て内容を検討して回答したい」としている。

8月27日(土)毎日新聞

聞新日毎

手話奉仕員申請 却下「人権侵害」

高松市に申し立て
市外での手話奉仕員
の利用を求めた市民の

申請を高松市が却下し
たとして、聴覚障害を
持つ同市円座町の会社
員、羽地洋子さん(40)

した経費5140円を
賠償するように求めて
いる。
羽地さんによると、
高校3年の長女(18)が
進学を希望する東京の
専門学校への保護者説明

会に参加するため、6
月17日に手話奉仕員派
遣を申請した。しかし
「市の区域内でなく、
客観的な重要性に乏し
い」として7月12日に
却下された。羽地さん
は自費で手話通訳を手
配し、参加した。「市
内でないと情報を得る
ことが許されないの
か。市長の判断で情報

の必要性を判断される
のは、基本的人権を侵
害している」と主張し
ている。
市の要綱では、手話
奉仕員の派遣範囲を市
内と限定しているが、
市長が必要とした場合
は市外も認めるとして
いる。

【馬淵晶子】

- 9月9日 補正命令
処分庁の教示の有無及び内容・・・記載されていない
- 9月12日 不服申立書(補正)
- 10月5日 異議申立を却下

高松市⇒異議申立を却下

- 通訳日時は平成23年7月24日の午前11時から正午までであり、同年8月26日付け(同日高松市受付)の本件異議申立てが提起された時点において既にその通訳日時が経過していたことから、異議申立人が処分の取消しを求める利益を有しないことは明らかである。
- 損害賠償に関しては不服申立てにより請求できない

池川さん

手話通訳派遣
依頼
FAX

案内状を
FAX

情報が入らない
子どもに対して適切に
助言、支援することが
困難

池川さんの対応

不服申立書提出

不服申立書(補正)

6月17日

FAXやりとり

7月12日

7月24日
保護者説明会

8月26日

9月9日

9月12日

10月5日

高松市

専門学校の案内状を
FAXいただきたい

保護者説明会出席と手話通訳派遣の必要性について
書面提出

高校の先生の意見書提出

却下通知

高松市の対応

補正命令

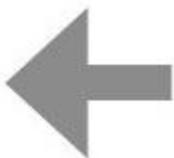
異議申立却下

9月9日

補正命令

9月12日

補正後不服申立提出



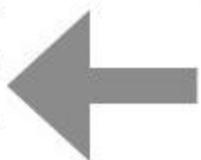
10月5日

異議申立却下

我慢
限界!



提訴へ



支援組織（構成団体） ①

「高松市の手話通訳派遣を考える会」組織構成
（構成団体は、県聴障協会と香通研の2団体）

代 表	県聴障協会理事長	近藤龍治
副 代 表	高松聴覚障害者協会会長	岡本勝己
事務局長	県聴障協会常務理事	太田裕之
事務局次長	香通研支部長	菅原浩二

全国的な支援組織として

- ・財団法人全日本ろうあ連盟
- ・社団法人全国難聴者・中途失聴者団体連合会
- ・社会福祉法人全国盲ろう者協会
- ・一般社団法人全国手話通訳問題研究会
- ・一般社団法人日本手話通訳士協会
- ・NPO法人全国要約筆記問題研究会

障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団
の有志を中心とする弁護団(35名)

活動方針

- 池川さんの裁判を全面支援する。
- 高松市のろう者が安心して手話通訳派遣を受けられるように実施要綱の全面改正を目指す。
- 手話通訳派遣制度の不備を全国に訴えかけて法律の改正を目指す。

2012年2月28日
高松地方裁判所
に提訴

皆様へのお願い

**高松市だけの
問題ではありません。**

**高松市で起きた問題ですが、
これは今の法律や制度の問題です！**

この裁判で目指しているもの①

- 却下処分を取り消し、派遣費用の返還
- 人格権侵害として慰謝料の賠償を命じること
- 裁判費用を高松市が負担すること

これは、池川さん本人に対すること。
しかし、本当のねらいは……

(訴状より抜粋)

この裁判で目指しているもの②

- この裁判を契機として国・地方自治体が聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障の権利の確立を確実に推進していくことを求め、国連障害者権利条約の日本の批准と障害者の権利保障を目指して障害者制度改革を推進する全国の障害者の願いを受けて本提訴に至ったものである。

(訴状より抜粋)

この裁判で目指しているもの③

- 裁判所が公費にて手話通訳者を手配し、その費用を訴訟費用に含めないこと。
- 傍聴人のための手話通訳者は抽選対象としないこと。
- 傍聴人のための手話通訳者は、裁判所が手配して、適切な位置で通訳できるようにすること。
- 手話が分からない難聴者等の傍聴人に、要約筆記の準備をすること。

この裁判で目指しているもの④

- 補聴器を使用する難聴者等の傍聴人に、磁気ループなどを準備すること。
- 盲ろう者の傍聴人のために、個別通訳者（触手話通訳者、指点字通訳者等。原則として1人の傍聴者に2人の通訳者）の入場を認め、適切な位置で通訳できるようにすること。

今回の、裁判でこれらの配慮が認められると、今後の聴覚障害者の裁判等に大きな影響を与えることになるんだよ！





**高松市の却下処分を
取り消してもらっただ
けでなく、
司法における情報保
障という大きな壁を
打ち砕く大切な裁判
でもあるんだね！**

ご支援下さい！

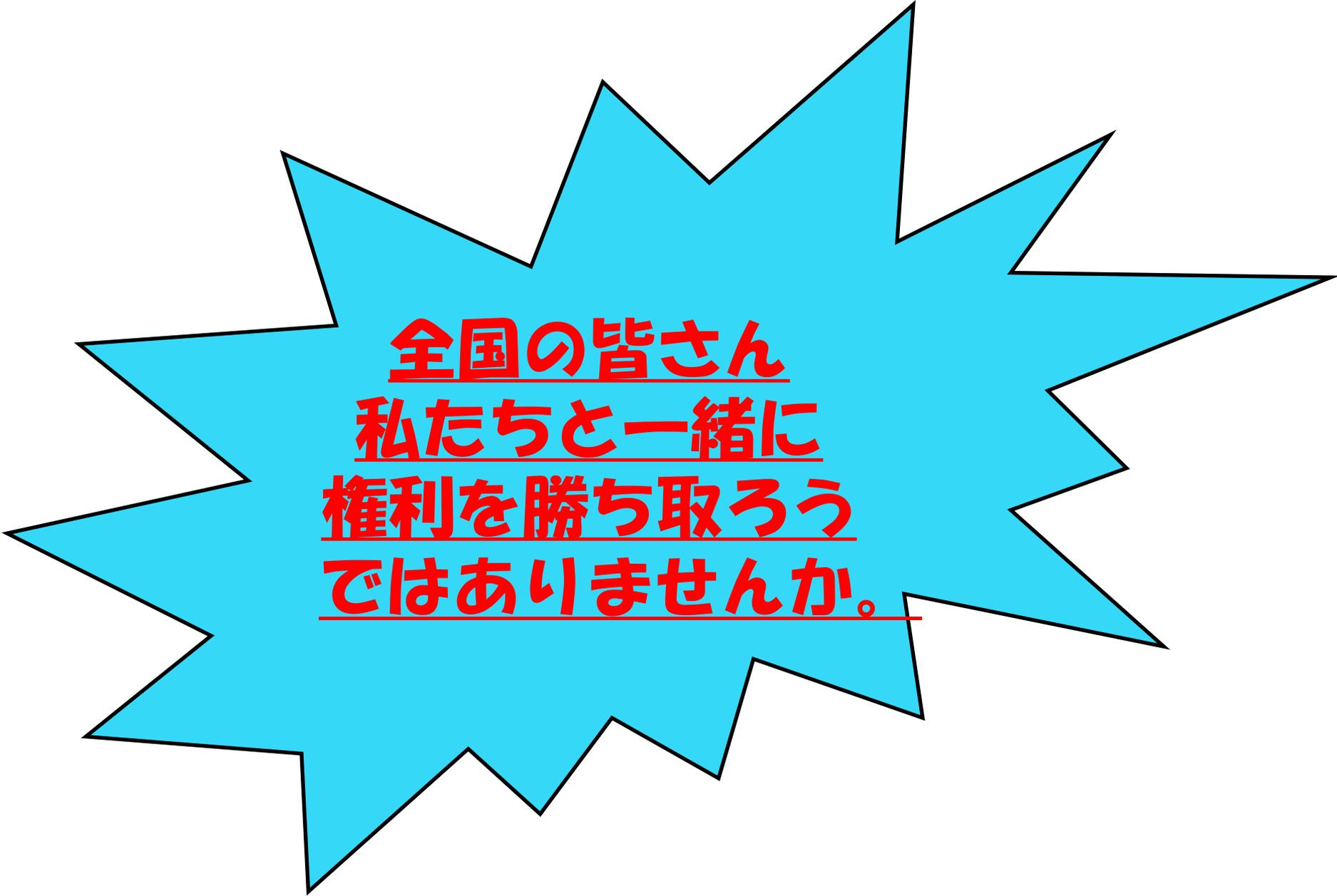
目標額

1,000万円

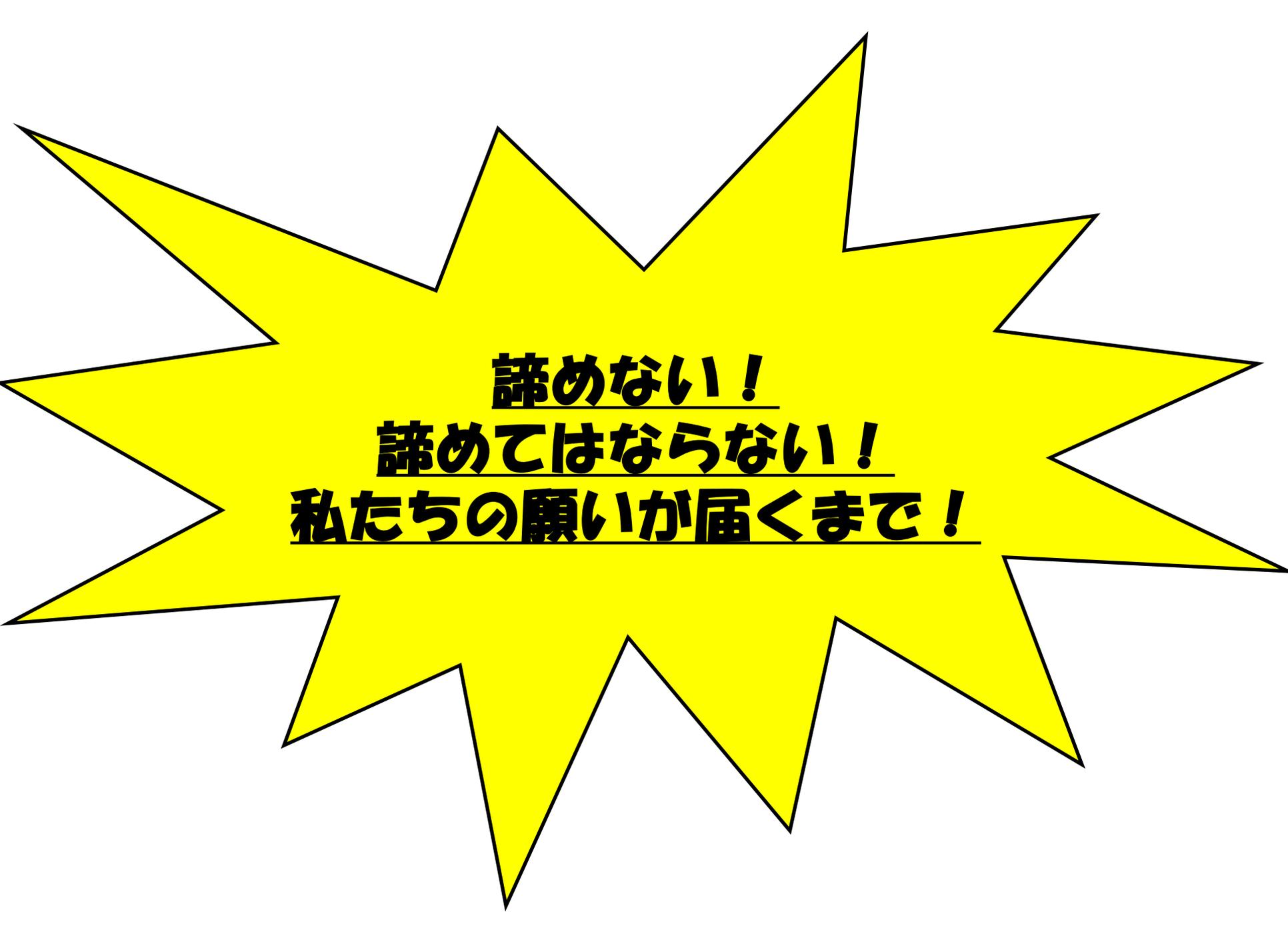
裁判は、長い年月と費用が掛かります。

今回の裁判は3年間の予定です。

全国でご支援頂く弁護士活動に支障がないようにしなければなりません。



全国の皆さん
私たちと一緒に
権利を勝ち取ろう
ではありませんか。



諦めない！
諦めてはならない！
私たちの願いが届くまで！

ホームページを見てください！！

高松市の手話通訳派遣を考える会
ホームページアドレス

<http://takamatsu-haken.jimdo.com/>

今までの取り組みが詳しく分かります。